

1

計画の目的等

1-1 計画の背景

本編 P1~P2

▷日本各地で大規模地震が頻発する中、本市でも北海道胆振東部地震により建築物に多くの被害を受けたことを踏まえ、大規模地震発生時による被害を未然に防ぐための取組を早急に進めることが必要

▷第2次計画の計画期間が終了することから、耐震化の現状等を踏まえて第3次札幌市耐震改修促進計画を策定

1-2 計画の目的

誰もが安全で安心して暮らし、生きいきと活動できるまちづくりを進めるため、建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させること

1-3 計画の位置付け

▷耐震改修促進法第6条第1項に基づく計画

▷国の方針や北海道耐震改修促進計画を踏まえる

▷札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける個別計画として、他計画と整合を図る

1-4 計画期間

令和3~令和7(2021~2025)年度 5年間

1-5 計画の対象

市域全域(住宅、耐震改修促進法第14条に定める建築物、遊園地)

2

過去の地震による被害

2-1 札幌市の地形と地質

本編 P3~P4

本市の地形は南西部山地、南東部台地・丘陵地、中央部扇状地、北部低地に区分

2-2 平成30年北海道胆振東部地震の被害

平成30年(2018年)9月6日に、胆振地方中東部を震源とする地震が発生し、本市でも東区で震度6弱を観測し、建築物に被害が発生



2-3 建築物の被害と建築時期

過去の地震の被害状況から、昭和56年(1981年)以前に建築された、いわゆる旧耐震基準で建てられた建築物の被害が大きいことが判明

3

第2次計画の取組と課題

3-1 第2次計画の取組の実施状況

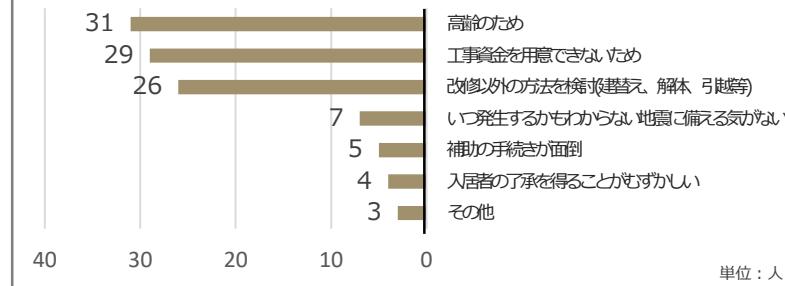
本編 P5~P9

第2次計画で掲げた普及啓発や補助制度などは計画通り実施し、耐震化の推進に寄与

3-2 耐震化に関する所有者の意識

<木造住宅>

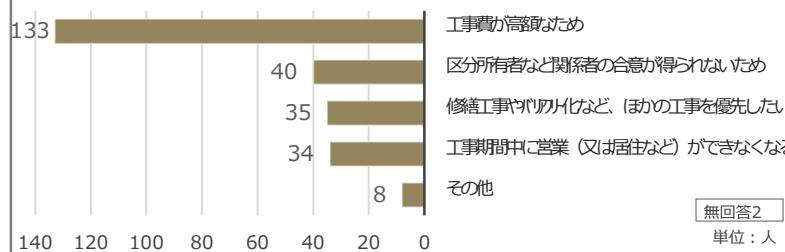
耐震診断後改修工事を行う予定がない理由としては、高齢のため、という回答が最も多く、次いで資金が用意できない、改修以外の方法を検討(建て替え、解体、引越等)いつ発生するか分からない地震に備える気がない、補助の手続きが面倒、入居者の了承を得ることが難しい、その他



<木造住宅の耐震化に関するアンケート：2018年度札幌市実施>
(耐震診断派遣制度利用者が対象)

<多数の者が利用する建築物>

耐震改修工事等を行えない理由についての設問では、工事費が高額なため、という理由が最多



<建築物の耐震化に関するアンケート：2020年度札幌市実施>
(多数の者が利用する旧耐震建築物所有者が対象)

3-3 耐震化の促進に向けた課題

(1) 耐震化に関する意識のさらなる向上

未診断の建築物も数多くあり、耐震化に関する意識のさらなる向上のため普及啓発が必要

(2) 費用負担の軽減

負担軽減のための支援策が引き続き必要

(3) 市有建築物の耐震化

耐震性不十分な市有建築物の解消が必要

(4) 建築物の構造以外に関する安全対策

建築物そのもの以外についても対策が必要

4

建築物の耐震化の状況と目標

4-1 住宅の耐震化の状況と目標

本編 P10~P15

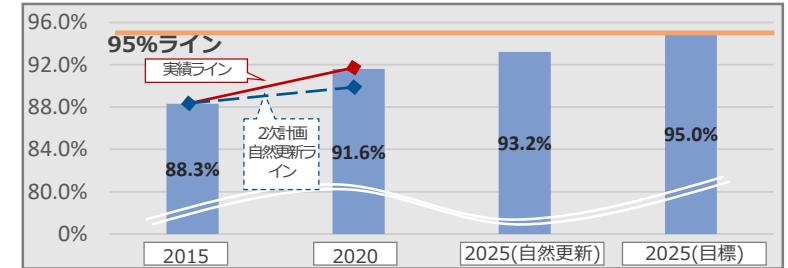
(1) 住宅の耐震化の状況

令和2年(2020年)耐震化率は91.6%と推計

第2次計画で設定していた目標95%の達成は厳しい状況

(2) 住宅の耐震化の目標

国の動向等を踏まえ、令和7年(2025年)までに**95%**



4-2 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況と目標

(1-1) 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

令和2年(2020年)の耐震化率は94.5%と推計

第2次計画で設定していた目標95%には未到達

(1-2) 第1次及び第2次緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の状況

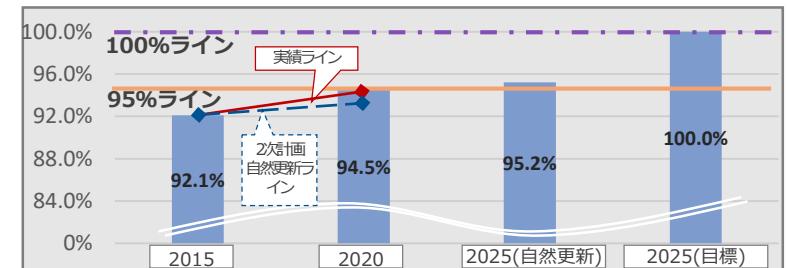
平成31年(2019年)3月の耐震化率は92.0%と推計

(1-3) 市有建築物の耐震化の状況

令和2年(2020年)の耐震化率は97.1%

(2) 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標

耐震化の状況を踏まえ、令和7年(2025年)を**めどに耐震性が不十分なものをおおむね解消**



4-3 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況と目標

(1) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の状況

令和2年(2020年)4月の耐震化率は76%

(2) 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

国の目標値を踏まえ、令和7年(2025年)を**めどに耐震性が不十分なものをおおむね解消**



5 耐震化に向けた取組方針

本編 P16～P18

5-1 取組の基本方針

- ▷建築物の倒壊による人的被害を防止し、市民の暮らしの安全と安心の確保
- ▷避難所をはじめとする災害時の拠点施設などの耐震性を確保し、災害時における市民の円滑な避難や、迅速な応急活動の確保など都市の防災機能の強化

5-2 役割分担

それぞれが役割を果たしながら、連携して取組を展開

所有者：主体的な耐震化の取組

札幌市：市有建築物の安全対策、啓発や支援制度の充実

技術者・関係団体：行政と連携、技術力向上、技術者育成

5-3 重点的に耐震化を進める建築物

▷住宅	生活の基盤
▷多数の者が利用する建築物	地震時に大きな被害
▷要緊急安全確認大規模建築物	
▷第1次及び第2次緊急輸送道路沿道の建築物	都市の防災機能の強化
▷指定避難所	

5-4 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

- ▷第1次及び第2次緊急輸送道路沿道の建築物
 - ➡ 耐震診断・改修の努力義務の対象に指定
- ▷道路に面したブロック塀等
 - ➡ 区域を問わず重点的に耐震化

5-5 今後の取組の方向

- ▷第2次計画の取組には一定の成果があったと考えられることから、第2次計画の取組については継続して実施
- ▷課題を踏まえ、取組を充実

課題	本計画の取組内容
耐震化に関する意識のさらなる向上	耐震化に係る情報の提供
費用負担の軽減	住宅の耐震化推進
市有建築物の耐震化	多数の者が利用する建築物等の耐震化推進
建築物の構造以外に関する安全対策	市有建築物の耐震化推進
	地震に対する安全性を高めるその他の取組

6 耐震化を促進するための施策

本編 P19～P22

6-1 耐震化に係る情報の提供

- (1) 多様な手段による普及啓発
 - ▷広報さっぽろやウェブサイトなど様々な媒体を活用した普及啓発
 - ▷出前講座などを通じた意識向上
 - ▷所有者へのパンフレット送付や戸建て住宅へのポスティングなど直接的な普及啓発

(2) 提供する情報の充実

パンフレットの作成やセミナー等を通じた他融資制度の紹介など、状況に応じ必要な情報を手に入れられるよう情報提供を充実

(3) 専門家の育成と事業者情報の提供

- ▷設計者や施工業者を対象とした講習会等を開催し、専門家の育成と技術者のスキルアップ
- ▷業者を選定しやすくなるよう設計者や施工業者の情報提供

(4) 専門家による相談対応

関係団体と連携して相談窓口を運営し、状況に応じたアドバイスを実施

6-2 住宅の耐震化推進

(1) アクションプログラムに基づく木造住宅の取組の実施

本市が実施する取組に関するアクションプログラムを毎年作成し、取組の進捗状況を検証、改善

(2) 支援制度の充実と他施策との連携

住宅の老朽化や所有者の高齢化・核家族化に応じた支援策の充実とともに、住宅エコリフォーム補助制度や空き家対策施策と連携

6-3 多数の者が利用する建築物等の耐震化推進

- (1) 多数の者が利用する建築物等の支援制度の充実
 - 耐震化の支援制度を充実
- (2) 要緊急安全確認大規模建築物の支援制度の充実
 - 耐震化の加速に向け、耐震化の支援制度を充実
- (3) 他制度と連携した耐震化推進
 - 総合設計制度や耐震化以外の補助制度の情報提供

6-4 市有建築物の耐震化推進

- (1) 建築物の計画的な耐震化
 - 市有建築物は、災害時の機能保持の観点からも耐震性の確保が必要であり、計画的に耐震化を推進
- (2) 特定天井等の安全対策
 - 市有建築物の特定天井の脱落防止対策を適切に実施

6-5 地震に対する安全性を高めるその他の取組

- (1) 建築物の総合的な安全対策に関する取組
 - 非構造部材の被害の未然防止に向けた周知・啓発
- (2) ブロック塀等の安全対策に関する取組
 - ブロック塀等の安全対策の呼びかけ、安全対策支援
- (3) かけ地に関する取組
 - かけ地カルテの作成・更新及び市民公表用カルテの作成
- (4) 防災に関する普及啓発の取組
 - 地震防災マップによる情報提供、出前講座の実施
- (5) 大規模盛土造成地に関する取組
 - 大規模盛土造成地の安定性の確認とマップ表記の実施

7 法に基づく指導等に関する事項

本編 P23

7-1 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

既存耐震不適格建築物それぞれの耐震性能や改修の必要性・緊急性に応じて、所有者に対し、耐震改修促進法に基づく指導や助言等を実施

7-2 建築基準法に基づく勧告等の実施

既存不適格建築物の損傷、腐食その他の劣化の進行状況等を勘案して、建築基準法に基づく勧告等を実施